

# 認証評価実施要項

教職大学院の認証評価

平成29年12月11日

一般財団法人教員養成評価機構

中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月11日）により、大学院段階で、より高度な専門性を備えた力量のある教員を養成するため教職大学院制度の創設が提言され、現在53大学の教職大学院が設置されています。

各教職大学院においては、不断の検証・改善システムを構築し、優れた教員養成の質の保証を図ることが求められており、他の専門職大学院と同様に、学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条に基づき、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について大学関係者や学校関係者、地方教育行政担当者等から構成される専門の認証評価機関により5年以内ごとに認証評価を受けることが義務付けられています。

教員養成評価機構（以下「機構」という。）は、教職大学院を対象に教育内容・方法や指導体制をはじめ、大学院運営の全般にわたり認証評価を行う認証評価機関として平成22年3月31日文科科学大臣から認証されました。

## I 評価の目的

機構が、教職大学院を置く大学からの求めに応じ、教職大学院に対して実施する認証評価においては、教職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、各教職大学院の個性的で多様な発展に資することを目的としています。

機構は、学校教育法、専門職大学院設置基準等に適合した教職大学院の認証評価に関する基準を定め（以下「評価基準」という。）、次に掲げる3点を試みるものとします。

### 1) 教職大学院の教育活動等の質保証

教職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合するかを認定します。

### 2) 教職大学院の教育活動等の改善

教職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該教職大学院にフィードバックします。

### 3) 教職大学院が広く国民から理解と支持が得られるための支援・促進

教職大学院の「長所として特記すべき事項」の積極的な記述から、教育活動等の状況を多面的に明らかにします。

## II 評価の実施体制

機構では、認証評価を実施するにあたり、評価委員会を設置し、その下に具体的な評価を実施するため、評価員により構成する評価専門部会を設置します。

評価専門部会は、評価実施大学院の数に応じて評価チームを編成します。

ひとつの評価チームは、年度あたり原則として2大学の教職大学院の評価を担当することとし、ピア・レビューを中心とした評価を実施するため教職大学院設置大学の関係者から4名、さらに評価自体の透明性と公平性を確保する観点から、大学関係有識者及び一般有識者等から2名による編成で、原則6名で構成します。

評価員は、国・公・私立大学の大学関係者、地方教育行政関係者、学協会及び経済団体等の関係団体から教職大学院等設置大学関係者、大学関係有識者及び一般有識者の候補者を推薦いただき、理事会の議を経て決定する評価委員会の委員を兼ねる者（主査）を除き、評価委員会の議を経て決定します。

ただし、評価実施大学院に関係する者は、当該大学院の評価チームには配置しません。

評価チームの中で、評価実施大学院ごとに主査、副査を選出します。1つのチームで2大学を担当するのですが、主査となった者は、もうひとつの大学院の副査を担当します。

### Ⅲ 評価員に対する研修

機構では、評価員に対して、共通理解の下で適切かつ円滑に評価を行い、評価をより実効性が高いものとするため、書面調査の前に評価に関する十分な研修を実施します。

### Ⅳ 評価基準の内容

評価基準は、学校教育法第109条第4項を踏まえて、機構が定める基準として策定しているものです。

評価基準は、教育活動を中心として10個の「基準領域」と「基準領域」の中に設定された「基準」から構成されています。

「基準」は、内容をいくつかに分け、その内容を踏まえ状況を分析するために「基本的な観点」を設けています。

また、「基準領域」ごとに「長所として特記すべき事項」を記述できるようになっています。

「教職大学院評価基準」は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）等を踏まえ、教職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という。）をする際に、教職大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該教職大学院の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。

詳細は、それぞれの「評価基準」に記載されている事項を参照願います。

### Ⅴ 評価の実施方法

#### 1) 評価方法の概要

##### (1) 各教職大学院における自己評価

評価を受ける教職大学院は、別に定める『自己評価書作成要領』により、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、10個の「基準領域」を構成する「基準」ごとに、その内容を「基本的な観点」に従い教育活動等の状況を分析し、記述します。

すべての「基本的な観点」に係る状況の分析・整理が求められますが、設置基準との整合性や各教職大学院の状況・特色等から判断し、①基準に係る状況が該当する観点を除いても十分に説明できる場合や②観点の内容に該当しない場合には、自己評価書の「基準に係る状況」は当該観点を除いた記述で差し支えありません。

基準領域ごとの「長所として特記すべき事項」は、各教職大学院の特徴を具体的に記述します。

『自己評価書作成要領』には、基準ごとに「必要な資料・データ」を列挙しています。これは、評価作業に必要と提出が望まれるものを列挙していますが、極力、既存の資料を活用願います。資料・データは、基本的には、統計的なものとし、個人情報が含まれるもの、内部資料扱いとなっているものについては、慎重な取扱いと特段の配慮をお願いします。

##### (2) 機構における評価

評価は、評価専門部会が書面調査及び訪問調査により実施します。

書面調査は、各教職大学院が作成した自己評価書（基礎データ、自己評価の根拠として提出する資料・データを含む）及び評価専門部会が独自に調査・収集する資料・データ等により分析を行います。

訪問調査は、別に定める『訪問調査実施要領』に基づき、書面調査で確認できなかった事項等を調査します。

評価結果は、基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、教育活動等の状況が評価基準に適合するかどうか判断し、理由を明らかにします。評価基準に適合しているかどうかの判断は、「基本的な観点」個々の内容ごとに行うのではなく、「基準」ごとに行います。基準を満たしている場合でもさらに改善の必要が認められる場合や、取組みが優れていると判断される場合は、その点を明らかにします。

書面調査及び訪問調査をもとに、評価専門部会が評価結果の原案を作成します。評価委員会において評価結果原案を審議し、評価結果案を作成します。

#### 2) 意見の申立てと評価結果の決定

評価結果を決定する前に、評価結果案を大学に提示し、その内容等に対する意見申立ての機会を設け、再度審議します。意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に「意見申立審査会」を設け、審議します。意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を決定します。

### Ⅵ 「適格認定」の要件

各教職大学院は、評価の結果、レベルⅠの「基準」をすべて満たし、評価基準に適合していると認められた場合に、「適格認定」が与えられます。

適格認定を受けた教職大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、教員の養成及び研修の基本理念や当該教職大学院の目的に照らし、教育活動等の水準を高めることに努めなければなりません。

## Ⅶ 認証評価のスケジュール

評価実施の前年度

- 1 1 月 ・実施大学から評価申請
- 3 月 ・評価委員会 評価実施大学の決定  
・実施通知・評価手数料支払書類等送付

評価実施年度

- 5 月 ・評価委員会 評価専門部会の設置、評価員の選出  
・評価手数料納付
- 6 月 ・評価専門部会 評価員の研修  
・実施大学から自己評価書の提出
- 7 月～8 月 ・書面調査
- 9 月 ・評価専門部会（評価チーム会議） 訪問調査の打合せ
- 1 0 月～1 1 月 ・訪問調査
- 1 2 月 ・評価専門部会 評価結果原案の決定
- 1 月 ・評価委員会 審議・評価結果案提示  
・意見の申立て手続き
- 2 月 ・意見申立審査会 審議
- 3 月 ・評価委員会 審議・評価結果の決定

## Ⅷ 評価結果の公表及び情報公開

評価結果は、評価報告書により公表します。

評価報告書は、教職大学院ごとに作成し、大学及び設置者に提供します。評価報告書は、大学から提出された自己評価書とともに機構のウェブサイト（<http://www.iete.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

機構は、学校教育法施行規則第 1 6 9 条第 1 項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても可能な限り情報公開します。

機構に対して評価に関する文書開示請求があった場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、開示すると正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当っては当該大学と協議します。

## Ⅸ 評価費用

- 1) 評価を実施するに当って 1 回あたり 1 教職大学院につき 3 0 0 万円に消費税分を上乗せした額の評価手数料を徴収します。
- 2) 評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。

## X 評価の時期

評価は、毎年度 1 回実施します。評価を希望する大学は、評価の実施を希望する前年度の 1 1 月末日までに別に定める様式に従って、機構に申請する必要があります。機構は、大学から申請のあった場合は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該教職大学院の評価を実施します。

次回の評価を受ける場合は、認証評価を受けて 3 年目以降 5 年以内に次回の認証評価を受けるものとします。

### X I 追評価

評価基準に適合していないと判断された教職大学院は、評価実施年度の翌々年度まで、別に定める手続きにそって、満たしていないと判断された基準のみの追評価を受けることができます。

追評価に係る評価手数料は、1 教職大学院につき、5 0 万円に消費税分を上乗せした額です。

追評価により当該基準を満たしているものと判断された場合は、先の評価とともにⅧの手続きに沿って公表します。

### X II 教育活動等の重要な変更の届出

認証評価を受けた教職大学院が、次の認証評価を受ける前に、その教育活動等の内容について重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、変更事項を機構に届け出るものとします。

### XIII 評価基準等の変更

機構は、教職大学院、評価員、日本教職大学院協会、日本教育大学協会その他関係者・団体の意見を踏まえ適宜基準等の改善を図ります。評価基準や評価方法その他必要な事項を変更する場合には、機構ウェブサイト等に公開する方法により、検討過程の公正性及び透明性を確保し、評価委員会において、また必要に応じ専門委員会を設置し検討し、審議・決定します。

#### 【参考法令等】

学校教育法第99条（大学院及び専門職大学院の目的）

- 2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

学校教育法第109条（自己点検・評価及び認証評価制度）

- 1 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

学校教育法施行令第40条（認証評価の期間）

法第109条第2項（法第123条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

学校教育法第110条（認証評価機関）

- 1 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
  - ① 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
  - ② 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
  - ③ 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
  - ④ 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
  - ⑤ 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
  - ⑥ その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- 4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

#### 学校教育法第111条（報告等の徴収及び改善命令）

- 1 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなったと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

#### 学校教育法第112条（審議会への諮問）

文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- ① 認証評価機関の認証をするとき。
- ② 第110条第3項の細目を定めるとき。
- ③ 認証評価機関の認証を取り消すとき。

#### 学校教育法施行規則第169条

- 1 学校教育法第110条第1項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。
  - ① 名称及び事務所の所在地
  - ② 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人）の氏名
  - ③ 評価の対象
  - ④ 大学評価基準及び評価方法
  - ⑤ 評価の実施体制
  - ⑥ 評価の結果の公表の方法
  - ⑦ 評価の周期
  - ⑧ 評価に係る手数料の額
  - ⑨ その他評価の実施に関し参考となる事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - ① 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
  - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その設立時における財産目録）
  - ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面
  - ④ 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

#### 大学院設置基準第1条の2（教育研究上の目的）

大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

#### 大学院設置基準第2条の2（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）

大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち2以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

## 大学院設置基準第14条（教育方法の特例）

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

## 専門職大学院設置基準 第2章（教員組織）

## 第5条

- 1 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。
  - ① 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
  - ② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
  - ③ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、1個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第8条第3項及び第9条第2項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。
- 3 第1項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

## 専門職大学院設置基準 第7章 教職大学院

## 第26条（教職大学院の課程）

- 1 第2条第1項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであって、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。
- 2 教職大学院の課程の標準修業年限は、第2条第2項の規定にかかわらず、2年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができる。
- 4 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

## 第27条（他の大学院における授業科目の履修等）

- 1 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該教職大学院が修了要件として定める45単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

## 第28条（入学前の既修得単位の認定）

- 1 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、第14条第2項の規定にかかわらず、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第2項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める45単位以上の

単位数の2分の1を超えないものとする。

#### 第29条（教職大学院の課程の修了要件）

- 1 教職大学院の課程の修了の要件は、第15条の規定にかかわらず、教職大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。
- 2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

#### 第30条（教職大学院における在学期間の短縮）

教職大学院における第16条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第14条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」と読み替えるものとする。

#### 第31条（連携協力校）

教職大学院は、第29条第1項に規定する実習その他当該教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

#### 附 則

- 2 平成30年度までの間、教職大学院における第5条第2項の適用については、同項中「1個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）」とあるのは「学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第8条第3項及び第9条第2項の規定の適用を受けるものを除く。）」とあるのは「同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により読み替えて適用する第5条第2項の規定により同条第1項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについては、同項に規定する教員の数の3分の1を超えないものとする。

#### 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第53号）

##### 第1条（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

- 1 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第1及び別表第2に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第1及び別表第2に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数（第4項において「最少専門職大学院別専任教員数」という。）の専任教員を置くとともに、同告示の別表第3に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置くものとする。
- 5 第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第2項及び第3項若しくは前項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。
- 7 第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第2項及び第3項若しくは第4項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

## 第2条（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

- 1 前条第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第2項及び第3項若しくは同条第4項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。
- 2 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
- 5 教職大学院に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの項中「おおむね3割」とあるのは「おおむね4割」と読み替えるものとする。
- 6 教職大学院においては、第1項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

## 第8条（教職大学院の教育課程）

- 1 教職大学院は、専門職大学院設置基準第29条第1項に規定する実習により行われる授業科目（次項及び第3項において「実習により行われる授業科目」という。）に加え、次の各号に掲げる領域について授業科目を開設するものとする。
  - ① 教育課程の編成及び実施に関する領域
  - ② 教科等の実践的な指導方法に関する領域
  - ③ 生徒指導及び教育相談に関する領域
  - ④ 学級経営及び学校経営に関する領域
  - ⑤ 学校教育と教員の在り方に関する領域
- 2 教職大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教職大学院は、学生の授業科目の履修が第1項各号に掲げる領域の授業科目、実習により行われる授業科目又は前項に規定するその他各教職大学院において開設する科目のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

教職大学院の教員組織編制等に関する留意事項について（平成27年1月14日 文部科学省事務連絡）  
（別紙）

## 1. 教職大学院における実務家教員の取扱い

## ○実務家教員の構成について

専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員（実務家教員）については、管理職経験者のみならず、管理職の経験がなく大学の教員となった者（いわゆる「元実務家」の大学教員）や学校以外の職の経験者等多様な人材の活用に配慮することが重要である。また、定年退職者を採用するほか、定年前に退職した者や教育委員会等との交流人事など採用方法を工夫することも重要である。

## ○実務経験年数について

教職大学院の実務家教員に必要な実務経験の年数については、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日中央教育審議会。以下「平成18年答申」という。）によることとしており、おおむね20年程度の教職経験が求められる。ただし、校長・教頭等の管理職や指導主事の経験がある場合、その年数を教諭等の経験よりも長く評価することから、大学教員としてふさわしい資質能力を有すると認められる場合、教職経験の年数の合計がおおむね20年程度に達していなくても実務家教員として認められるとしている。

また、いわゆる「元実務家」の大学教員等で十分な研究業績がある者を教職大学院の実務家教員として採用する場合、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第53号）第2条第1項により、実務経験はおおむね5年以上でよいとしている。なお、平成18年答申に示されているとおり、「元実務家」を教職大学院の実務家教員として採用するためには、採用時点で、実務から離れてからの期間がおおむね5～

10年以内であることとしている。

## 2. 教職大学院における専任教員の取扱い

### ○専任教員の教職大学院の運営への参画について

専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第2項における、いわゆる「みなし実務家教員」の定めを踏まえ、教職大学院の専任教員は、学部等の専任教員を兼ねているか否かにかかわらず、教育課程の編成その他教職大学院の組織運営について責任を担うことが求められる。

### ○学部教育への参画

教職課程認定基準（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会決定）の改正により、教職課程認定において教職大学院の専任教員を学部学科段階の専任教員として充てることなどが認められた。教職大学院の専任教員が学部教育に参画することにより、教職大学院の教育と学部教育に関係を持たせることは有意義であると考えられる。

しかしながら、これにより教員の負担が増える可能性もあることを踏まえ、大学教育の質の確保の観点から、教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数について配慮することが必要である。

この場合、教職大学院の専任教員（学部の専任教員を兼ねる者を含む。）が担当する学部教育の単位数を一人当たり年間4単位程度までとすることが適当である（※）。

（※）この基準は、各大学の個別の事情を考慮し、教職大学院全体での上限と考えるのが適当である。すなわち、各教員の担当する単位数ではなく、教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数の合計が、専任教員全体でみた場合に一人当たり4単位程度までとなっていればよいと考える。

例えば、教職大学院の専任教員が15名いる場合であれば、

（ア）15名が各々4単位を担当する、

（イ）10名は各々6単位を担当し、5名は担当しない、

など、教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数の合計が60単位（4単位×15名）程度以内であればよいと考える。

## 3. 教職大学院における教科教育の在り方

### ○教科領域の科目の内容について

教職大学院における教科領域の科目は、教育課程の編成の方法や指導法を中心としたものとする、実習科目等と相互に関連しながらカリキュラム全体として理論と実践の往還を実現できるようなものとするのが求められる。

### ○必要専任教員数について

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部省告示第175号）及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件により、教職大学院に必要な専任教員の数が定めており、教職大学院で1教科を扱う場合は13名、10教科全てを扱う場合は32名の専任教員を置くものとしている。

教科を扱っているかどうかの判断基準については、各大学の個別の事情があることを考慮し、カリキュラムの内容から個別に判断することとしている。その判断の目安としては、共通科目及び実習科目以外の科目の過半数を特定の教科領域の科目として選択できる場合、その教科を扱っていると見なすべきであるとする。